

平成26年度第1回諫早市健康福祉審議会

1 日 時 平成26年7月7日（月）午後1時～

2 場 所 諫早市役所 5階 大会議室

3 出席者 委員 20名

今川洋子委員

大久保てるひ委員

大峰信仁委員

小川政吉委員

亀井道信委員

亀崎ゆかり委員

川原 聡委員

崎村芳子委員

佐藤光治委員

管原正志委員

高以未眞須美委員

田鶴俊明委員

出口喜男委員

中島コト委員

中野伸彦委員

原 安生委員

松本幸子委員

満岡 渉委員

峯 信幸委員

森多久男委員

事務局 13名

4 会議次第

委嘱状交付式

1 委嘱辞令交付

2 市長挨拶

健康福祉審議会

1 開会

2 会長選出

3 諮問

・諫早市障害者福祉計画（第4期計画）について

4 議事

- (1) 職務代理人指名
- (2) 議事録署名人指名
- (3) 部会委員の指名
- (4) 諫早市障害者福祉計画（第4期計画）について

5 その他

- (1) 諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について（経過報告）
- (2) 諫早市子ども・子育て支援事業計画について（経過報告）

6 閉 会

【委嘱状交付式】

1 委嘱辞令交付

(略)

2 市長挨拶

○市長

皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。委員の就任につきましては、お忙しいばかりかと思えますけれども、快諾いただきましてまことにありがとうございます。心より感謝を申し上げます。引き続き御就任をいただきました方々、そしてまた新たに就任いただいた皆様方には、厚く御礼を申し上げたいと思います。再任の方が13名、新任の方が7名とお伺いをしております。任期でございますけれども、きょうから平成28年7月6日までということで、2年間ということになります。

きょうは諮問もございまして、諫早市障害者福祉計画の第4期計画というものについて、新たに諮問をお願いしたいと思えます。皆様も御承知のように、医療・介護の確保法案というものが終了した国会で成立いたしました。その中には19本ほどの法律、新たに法律改正が必要なものが含まれておりますし、関連法令も多く出て来るのではないかなと思っております。非常に移り変わりが、特に少子高齢化と言われて久しいですけれども、特に超高齢化社会というものが来ると。それから、先日の日本創成会議の提言にもありましたように、人口が急減していくという時代の中で、高齢化の問題、それから少子化対策ということで、国のほうでもいろんな意味で政策の転換がとられていくのではないかなと思っております。

そういった中で、市町村の事業も当然関係があるわけございまして、特に今度の介護関係の改正では、要支援の1・2については、全部ではありませんけれども市町村事業になるとか、介護認定の要介護3以上の方でないの特養等に、原則としてとなってますけれども、入所することはできないとか、そういうふうないろんな形で市民の生活に直接関係するものが非常に多い法案だと思っております。国家財政も市町村の財政、地方自治体の財政ももちろん厳しいですけれども、これをどう乗り切っていくかというのが我々に課せられた課題であろうと思っております。そういった意味では、健康福祉審議会というのは、各部会というものもございまして、その中で審議されたそれぞれの計画を本審議会ですべて決めていくということが必要で、いわば親部会といえますか、最高の審議機関と言われます。そういったことで、これからも変遷が激しい中になると思いますが、それに対応して市民の健康と福祉を守るために、どうやって今後やっていくのかということについて御論議を賜りたいと思っております。

ます。

皆様方は、各部会にも所属していただくことになろうかと思っておりますけれども、この全体会議の中でいろんな提言をいただければありがたいなと思っております。それぞれの部会でいいますと色々な計画がございますけれども、それぞれ機関も異なっておりますけれども、それぞれを統括したような形での論議もしていただければありがたいなと思っております。

諫早市も合併いたしまして今10年目ということになりまして、来年の3月には丸10年になるという時期でございます。新しい諫早市の礎を築く期間が今までだということにしますと、これからの諫早市の基本的な考え方、基礎を築いていただくのが今回の審議会の役割にもなるのではないかなと思っております。国体等もありまして、いろんな要請等がいつていると思っておりますけれども、どうぞ御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、冒頭に当たりましての御挨拶にさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

【健康福祉審議会】

1 開会

○事務局

平成26年度第1回諫早市健康福祉審議会を開会いたします。

本日の審議会には委員20名の全員が出席をされておりますので、諫早市健康福祉審議会条例第7条第2項の規定により、本会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

2 会長選出

○事務局

会長の選出に移ります。会長は、諫早市健康福祉審議会条例第5条第1項の規定により委員の互選となっておりますので、協議をお願いいたします。

○A委員

会長には、前回は諫早市健康福祉審議会の会長をしていただいた社会福祉協議会会長の田鶴さんが適任者だと思います。皆様のご賛同をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔拍手〕

○事務局

それでは田鶴委員、よろしくをお願いいたします。田鶴委員、会長席にお移りいただきまして一言御挨拶をお願いします。

○会長

ただいま会長に選任をいただきました、諫早市社会福祉協議会の田鶴でございます。審議会委員の皆様におかれましては、平素より地域福祉の推進につきまして大変お世話になっております。この場をおかりして深く感謝を申し上げます。次第でございます。

審議会の会長として、昨年に引き続きまして微力ではございますけれども、精いっぱい努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

健康福祉審議会の審議事項は、大変幅が広うございます。先ほど宮本市長からお話がありましたとおりでございます。国のほうにおきましてもいろいろな動きがあるということもございます。昨年度、高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画、それから子ども・子育て支援事業計画、2つの計画について諮問を受けていたところでございます。先ほど市長のお話にありましたけれども、本日、障害者福祉計画について諮問がなされるということもございます。今年度は大きく3本の計画について調査審議をお願いすることになるかと思っております。委員皆様のいろいろな専門的なお立場から忌憚のない御意見等を賜りまして、よりよいものにしていければと思っておりますので、御支援、御協力を賜

りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単でございますけれども、就任に当たり御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

3 諮問

○事務局

会長が選出されましたので、市長より諮問書を提出させていただきます。

○市長

諮問書。

諫早市健康福祉審議会様。

諫早市長、宮本明雄

諫早市障害者福祉計画（第4期計画）について。

諫早市健康福祉審議会条例（平成17年条例第146号）第2条の規定により、「諫早市障害者福祉計画（第4期計画）」について、貴審議会の意見を求めます。

○事務局職員紹介

（略）

○会議資料確認

（略）

4 議事

（1）職務代理者指名

○会長

それでは、議事進行を務めさせていただきます。よろしく御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、健康福祉審議会条例第5条第3項の規定によりまして、議事の1番目、職務代理者を指名させていただきます。諫早医師会会長の佐藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔拍手〕

（2）議事録署名人指名

○会長

ありがとうございます。それでは佐藤委員よろしくお願ひいたします。

次に、議事の2番目、議事録署名人を指名しておきたいと思いますが、亀崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔拍手〕

○会長

ありがとうございます。それでは亀崎委員、よろしくお願ひいたします。

（3）部会委員の指名

次に、条例第8条第2項の規定に基づく議事の3番目、部会委員の指名に移ります。まず、本審議会と部会の構成について事務局に説明を求めます。

○福祉総務課長

福祉総務課長でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、健康福祉審議会と部会につきまして御説明いたします。お配りしております議事資料2ページ、諫早市健康福祉審議会及び各専門部会構成をごらんください。健康福祉審議会は、別に配付しております諫早市健康福祉審議会条例に基づき、市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実を図るため市長の附属機関として設置するものでございます。具体的には、市長の諮問に応じ、健康、福祉、医療に関する計画や重要事項について調査審議をお願いする機関となります。委員は20名で、学識経験者6名、社会福祉事業従事者4名、医療事業従事者4名、社会福祉団体、その他公共的団体に属する者6名で構成しております。これまでの開催状況は、記載のとおりでございます。

次に、専門作業部会ですが、これまで高齢福祉部会、障害福祉部会、健康医療部会、次世代育成支援対策部会の4つの部会を設置しており、今後もこのような構成で調査審議をお願いしたいと思っております。部会の委員につきましては、審議会の委員と臨時委員で構成することとなります。臨時委員のほうは、各部会開催時に任命されることとなりますが、審議会委員の皆様につきましては、本日、会長の指名により部会の委員をお願いするものでございます。なお3ページに健康福祉に関する計画期間、4ページに諫早市健康福祉施策関連計画の概要を掲載しておりますので、参考までに後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたとおり、本審議会に4つの部会を設置いたします。つきましては、各部会に属する委員は条例第8条第2項により会長が指名することとなっておりますので、議事資料5ページにあります部会委員名簿案のとおり指名させていただきたいと思っておりますが、御承認いただきますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。御承認をいただきましたので、部会委員は名簿のとおり指名いたします。

(4) 諫早市障害者福祉計画(第4期計画)について

○会長

次に、議事の4番目、先ほど諮問を受けました諫早市障害者福祉計画(第4

期計画)についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○障害福祉課長

障害福祉課長でございます。よろしく申し上げます。

諫早市障害者福祉計画について御説明いたします。議事資料の7ページをごらんいただきたいと思っております。今回の計画は第4期の計画となります。根拠法令といたしましては、障害者基本法第11条第3項、障害者総合支援法第88条となります。

現計画の策定期期につきましては、平成24年から平成26年度までの3年として、平成24年3月に策定したものです。

今回の計画の見直しのポイントといたしましては、計画の期間につきましては、平成27年度から平成29年度までの3年間。それと制度改正やこれまでの取り組みの成果、実績などを踏まえ、現計画に必要な見直しを行います。障害福祉サービス等の利用実態やニーズの調査、障害者等の心身の状況やその置かれている環境などを把握、分析し、障害福祉サービスの必要量等を見込むことをしております。また、国が定めた基本指針及び県が策定する「長崎県障害者計画」との整合性を図りながら見直しを進めていくこととなります。

策定の趣旨といたしましては、障害者基本法第11条第3項及び障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保などの業務の円滑な実施を図るものでございます。

計画の性格・役割といたしましては、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法に定める「市町村障害福祉計画」であるとともに、諫早市総合計画及び諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）の分野別計画として位置づけをしています。

計画に盛り込む事項といたしましては、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、指定障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策、指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項となっております。

新計画の策定期期につきましては、平成27年3月としております。

担当課は、障害福祉課となります。

次に、8ページのほうをお開きください。

計画策定スケジュールですけれども、本日の審議会の後、皆様に諮問をしていただきましたが、今月の下旬に第1回障害福祉部会の開催を予定しております。内容といたしましては、新計画の策定方針について、現計画の実績について、利用者アンケート調査についての項目を予定しております。それを受けまして、8月に利用者を対象としたアンケート調査を実施する予定としております。ア

ンケート調査実施の後、9月になりまして第2回障害福祉部会の開催を計画しております。内容といたしましては、アンケート調査の結果について、計画素案について、それと次に実施します事業者アンケート調査についてということで予定しております。翌10月になりまして、事業者に対するアンケートの調査を予定しております。次に11月になりまして、第3回障害福祉部会。内容といたしましては、事業者アンケートの調査結果について、計画素案について、それとパブリックコメントについて。12月にパブリックコメントの実施を予定しております。年が明けまして、1月に第4回障害福祉部会。ここで計画案について作成をする予定にしております。2月になりまして、健康福祉審議会ということで、答申案ということで出させていただくようなスケジュールとしております。

以上、簡単ですが御説明を終わります。よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。ただいま事務局から、障害者福祉計画のポイントであるとか策定スケジュールについて説明がありました。御質問や御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

特になければ、本件につきましては障害福祉部会に付託することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。それでは、諫早市障害者福祉計画（第4期計画）につきましては、障害福祉部会に付託することといたします。

5 その他

（1）諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について（経過報告）

○会長

次に、その他といたしまして今回新しく審議会の委員に就任された方もいらっしゃると思いますので、現在本審議会に諮問を受け、既にそれぞれの部会に付託しております諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画と、諫早市子ども・子育て支援事業計画について、事務局から説明をお願いいたします。初めに、高齢者福祉計画からお願いします。

○高齢介護課長

高齢介護課長です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、その他資料の2ページをごらんください。計画名といたしましては、諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画でございます。

2番目の審議経過といたしましては、平成25年8月8日に健康福祉審議会のほうに計画策定を諮問いたしまして、高齢者福祉部会で審議を進めることということで付託されましたので、平成25年11月21日に第1回高齢者福祉部会を開催いたしました。

3番目の根拠法令等でございますけれど、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、それぞれの法で一体的に作成することと定められているものでございます。

次に、4番目の現在の策定状況でございますけれど、今現在、第5期の平成24年度から平成26年度までの諫早市高齢者福祉計画及び諫早市介護保険事業計画については策定をしておりますけれど、今年度、26年度が最終年度でございますので、次の第6期の新しい計画を策定する必要がございます。

5番目の新計画の策定におけるポイントでございますけれど、高齢者福祉計画につきましては、急速に進む超高齢社会への対応や年々、急速に進む超高齢社会を展望いたしまして、現計画の検証を踏まえ、高齢者のニーズに即した実効性のある計画を策定するというようにしております。次に、平成23年度に策定いたしました市の健康福祉総合計画「地域福祉計画」との整合性を図るというものでございます。

次に、介護保険事業計画でございますけれど、計画の位置づけといたしましては、団塊の世代の方が75歳以上となるなど、高齢化が一段と進む平成37年度に向けて、地域包括ケアの構築という目標に至る中間段階の位置づけとするものでございます。次に、平成26年7月中に国より示される予定でございます、第6期計画基本指針の骨格案、地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するための「日常生活圏域ニーズ調査」などに基づき策定を進めるものでございます。

次に、給付実績、高齢者数の推計等について。高齢者数や介護認定者数の的確な推計に基づいた、適切なサービス量等の見込みの設定を行うというものでございます。

6番目の策定の趣旨でございますけれど、住みなれた地域で暮らし続けることができる高齢者福祉計画、介護保険事業計画を一体的に策定することでございます。

7番目の計画の性格と役割でございますけれど、平成27年度から平成29年度の3年間の高齢者福祉サービスにかかわる第6期の実施計画として位置位置づけるものでございます。

8番目に、計画に盛り込む事項といたしまして、高齢者の現状と施策への課題、高齢者福祉政策目標、具体的施策、介護保険事業におけるサービス基盤整備、地域支援事業の取り組み、事業量見込み等、そして資料編としまして、高

齢者アンケートの結果などがございます。

策定期間につきましては、平成27年2月ごろを予定しています。

次に、3ページをお開きください。3ページのスケジュールについてですが、左のほうから、先ほど申しました平成25年8月8日に健康福祉審議会を開きまして、そのときに計画のポイント等、スケジュール等について説明申し上げたところがございます。

次に、下のほうに参りまして、平成25年11月、高齢福祉部会（第1回）としておりますけれど、これについて11月21日に日常生活圏域ニーズ調査案等について審議をいただいたものでございます。

次に、平成26年の中央のほうですけれど、平成26年5月、日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしまして、大体5月中旬から5月末にかけて調査を行ったものでございます。

次に、左側のほうで平成26年7月ですけれど、本日の健康福祉審議会のことでございます。そしてその下のほうに、第2回高齢福祉部会ということで、7月末を予定しております。内容につきましては、平成24、25年度の実績等を踏まえまして、その状況等を報告する予定でございます。そして右側のほうにありますけど、国・県から基本指針が提示予定でございます。そして10月、左側のほうですけれど、第3回高齢福祉部会を開催しある程度の素案を提示して審議をいただくというふうに考えております。

次に11月ですけれど、第4回高齢福祉部会のときに中間案を提示して御議論いただくというふうに考えております。そして12月にはパブリックコメントを実施いたしまして、明けて平成27年1月に第5回高齢者福祉部会、最終案ということで提示をして、最終的に2月の健康福祉審議会のほうにお諮りして計画答申の予定でございます。そして3月に最終的に条例を改正したいと考えております。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ただいま、諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画のポイントであるとか、策定スケジュールについて事務局から説明がありました。このことに関しまして、御質問等ございませんでしょうか。

○B委員

この計画についてでなく、先ほど市長さんもお話ししたんですけども、要支援1、要支援2、これが市町村に移行するわけなんですけども、この辺をちょっとお尋ねしていいでしょうか。これはいつ、何月から要するに市町村に移行になるのですか。それと、いろいろな調査なりのほうも変更等があれば、ちょっとこの計画とは違うんですけれども、教えていただければと思って質問したんですけど。

○会長

事務局、お願いします。

○高齢介護課長

要支援1・2の方の市町村事業に移行ということでございますけれど、この分については、29年度までには実施をすると言われております。

○会長

B委員、よろしゅうございますでしょうか。

○B委員

29年の何月まではわからないんですね。29年度から施行ということですか。

○高齢介護課長

29年度末までに実施をする予定です。

○B委員

ありがとうございました。

○会長

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ほかになければ、本件につきましては、引き続き高齢福祉部会で御審議をお願いいたします。

（2）諫早市子ども・子育て支援事業計画について（経過報告）

○会長

次に、子ども・子育て支援事業計画についてお願いします。

○こども支援課長

こども支援課長でございます。それでは、諫早市子ども・子育て支援事業計画について説明させていただきます。

その他資料の4ページをごらんください。

計画名は、諫早市子ども・子育て支援事業計画でございます。

審議経過でございますけれども、昨年8月8日にこの健康福祉審議会に諮問をいたしております。第1回次世代育成支援対策部会を、昨年10月29日に開催いたしております。それから、本年3月27日に第2回を開催いたしております。

4番目の計画の策定の時期でございますけれども、平成27年3月を予定いたしております。

5番目の諮問の必要性というところでございます。法律の概要でございますが、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、これを施設型給付と

呼んでおります、それから小規模保育等への給付、これを地域型保育給付と呼んでおります。これらの給付を創設することにより、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされています。従来の施設につきましては、保育所は保育所の委託運営費、幼稚園は私学助成と就園奨励費、そういった別々の運営の支援を行っておりましたが、今回この新制度におきまして施設型給付という共通の給付によって支援を行うということが制度の主な目的でございます。

続きまして、7番目の計画に盛り込むべき事項のところでございます。主なものを説明させていただきます。

まず、区域の設定というものがございます。これは主に保育事業に関してでございますが、保護者の居住地あるいは、勤務地等によりまして子どもを預ける施設の区域というのが決まってくるということで諫早市内を一定の区域に分割しまして、その中で保育のニーズ、それからそれに対応する施設を考えていこうというものでございます。2番目の幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みでございます。これは先ほど申しました区域ごとにどのくらいのニーズがあるのか。幼稚園に預けたい親御さんもいらっしゃるし、保育所に預けたい親御さんもいらっしゃる。そういった施設ごとのニーズを把握し、その需要量を考えていくものがございます。3番目の幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期でございます。先ほどの需要量の見込みに対応する施設の確保、幼稚園あるいは保育所の定員というのがございますけれども、その定員で見たところの供給量というものを計画の中に盛り込むものがございます。

この計画は、5年を1期とする計画になっております。平成27年4月からの5年間の中で、どの程度の定員を増やすべきかということはこの計画の中で定めることとされています。

計画の概要につきましては、次の資料5ページをごらんください。上のほうに、子ども・子育て家庭の状況及び需要とあります。その中に4つの丸がございます。これは各家庭の状況、例えばですが共働きなのか、専業主婦の家庭なのか、あるいはひとり親なのかといった家庭の状況。それから子どもさんの年齢ですね。3歳未満なのか、3歳以上、就学前、それから学童クラブに関しては小学校3年生まで、そういったお子さんの状況に応じて、4つの類型によりましてニーズ調査を行いました。これは後のスケジュールでお話ししますが、現在、調査は終了しております。この調査に基づきまして需要量というのを把握いたしまして、子ども・子育て支援事業計画を定めることとなります。

計画的な整備のところですが、子どものための教育・保育給付ということで、

認定こども園、幼稚園、保育所、こういったものを施設型給付と呼んでおります。それから右側の丸ですけれども、地域型保育給付というのがあります。これは、小規模保育事業者と小さい字で書いてありますけれども、これは定員が6人以上19人以下の小規模の施設で、こういった施設も必要であれば整備していくということでございます。

それから一番下の地域子ども・子育て支援事業については、今でも行っている事業ですが、今までは要綱等による事業で、法律の事業というのがなかなか少なかったのですが、今回、子ども・子育て支援事業の中の法定事業ということで位置づけをされております。地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）、一時預かり、乳幼児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、それから放課後児童クラブの事業についてこの計画の中に定めていこうというものでございます。

最後にスケジュールでございます。6ページをごらんください。

真ん中の欄が計画策定までの流れということになります。平成25年度におきましては、昨年10月から12月にかけてニーズ調査を行っております。この調査に基づきまして、量の見込み、それから区域の設定、確保方針の検討というのをまとめまして、今週末、金曜日に平成26年度第1回の部会を開催する予定にしております。その後は中間取りまとめというのが9月にありまして、これで県に一旦報告をいたします。それから、本年の11月から12月ぐらいにかけて、パブリックコメントの予定をいたしております。最終的には、3月までに計画を策定するということになります。

審議会のスケジュールでございませけれども、昨年8月に審議会に諮問をいたしております。それから10月に第1回の部会を開催し、ニーズ調査票の案、どのような調査をすべきかということの審議をいただいております。それからことしの3月に第2回の部会を開いてございまして、ニーズ調査の結果を報告させていただいております。その結果に基づき、現在、量の見込みを分析中ということで、今週末に平成26年度第1回の部会で報告をさせていただきたいと思っております。8月に26年度第2回の部会。これは、具体的な施設側の確保の方策の方法を主な支援内容として報告させていただきたいと思っております。9月に中間取りまとめがありますから、その前に最終的な報告ということで部会を開催する予定にしております。12月に事業計画素案、2月に最終案ということで部会のほうに報告させていただきまして、最終的に来年2月に本審議会に答申案ということで報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ただいま事務局から、子ども・子育て支援事業計

画の概要、そしてスケジュール等について説明がありました。ただいまの説明に対して御質問等ございませんでしょうか。

○B委員

5 ページの子どものための教育・保育給付については非常にいい計画でいるんですけども、小規模保育事業者、家庭的保育事業者、居宅訪問型保育事業者の違いとニーズ等が、どういった事業内容なのかわかりませんので、教えていただければと思うんですけども。

○会長

事務局お願いします。

○こども支援課長

家庭的保育事業者というのは、5人以下の施設といいますか、そういった小さい施設で子どもを保育する事業者になります。

それから居宅訪問型保育事業者というのは、これは諫早にはございませんが、いわゆるベビーシッターといいますか、家のほうに出向いて保育をされる事業者で一応計画上は想定をしております。

それから、事業所内保育事業者ですが、これは事業所の中に保育所があり、なおかつ地域の方々の入所が可能という保育所でございます。諫早においても、主に病院関係で事業所内保育というのはありますけども、これらの施設は病院の職員の方の子どもを対象にした施設でございます。現在、諫早市においては、職員以外の地域のお子さんを受け入れている施設は1カ所のみでございます。

○会長

B委員、いいでしょうか。

○B委員

ありがとうございました。今、諫早では、家庭的保育事業者とか居宅訪問、要するにベビーシッターはないと思うんですけども、将来的には設置していくんですか、書いてますけども。

○こども支援課長

右側の施設型給付というのは、まずこれは定員が20人以上の施設でございます。諫早の保育事業に対応する施設ということで、まずはこの施設型給付の施設を考えております。場合によっては、そういった小規模な施設も必要ということであれば、そこは計画に盛り込んでいこうと思いますけども、地域的にいいますと、先ほどの家庭的保育とか、あるいは居宅訪問型保育、こういった保育は大都市では考えておられるようでございますけども、諫早においては、まずこの施設型給付でカバーができれば、施設型給付のみの保育ということになろうかと思えます。

○B委員

ありがとうございました。

○会長

ほかにはないでしょうか。御意見等ございませんでしょうか。C委員お願いします。

○C委員

この子ども・子育ての計画の中で、スケジュールの中に、ニーズ調査を実施されたと書いてあるのですけれども、これはもう結果がまとまっているのでしょうか、私、勉強不足で申しわけないですけど、ニーズ調査の内容を承知してなかったものですから、ちょっとお尋ねをしたいのですけれども。このニーズ調査、あるいはその他にあっても、例えば保育所あたりの子供たちが熱を出したりなんかしたら、病気になったりしたら、普通、迎えに行かんばいかん。呼び出されて、お母さんが迎えに行かんばいかん。こういう状況に対して何か対応するというような、そういう調査の項目か何かが入っていたかどうか。これは個人的な意見で申しわけないんですけども、お母さんも働いておる人がほとんどですからね、そういう熱が出たなんていうときに、お迎えに行かんでもいいような、施設のほうで対応できるような対策というものが今回の計画の中に盛り込まれる予定があるのか、ないのか。

例えば、保育所の中に、専門の看護師さんとかを配置する、そういうものが計画の中に入っているのかどうか。そういうものは考える必要がないということになっておるのかどうか。ちょっと教えていただければと思います。勉強不足だったもので。

○こども支援課長

今回の計画は、主に保育あるいは教育のニーズに対してどのような確保策があるのかという、そういったものが主になります。

それから、地域子ども・子育て支援事業というところに、病児・病後児保育というのがありますが、これは子供さんがぐあいが悪くなったときに、病院において、現に諫早市も2カ所で行っておりますけれども、そういった保育が必要かどうかというふうな調査を行っています。保育所に預けている子どもさんが、急にぐあいが悪くなって迎えに来られる、来られないとか、そういった具体的な質問は、今回の調査に入っておりません。

○B委員

じゃあ、今度の計画の中にも、そういう、例えばお母さんが迎えに行かんでもいいような、伝染病とかインフルエンザとかは問題があるんでしょうけれども、一般的な熱発とかと言われるような場合に、一々母親が仕事を休んで迎えに行かんでもいいような対応、対策というのは、今回の計画には反映される見

込みはないんですか。

○こども支援課長

先ほど申しました、病児・病後児での対応は可能です。それから、個別の具体的な対応というのは、計画の中に盛り込むことではないかもしれませんが、今後も検討はしていかないといけないかと思います。

○B委員

ぜひ、よかったら検討をお願いしますということで、よろしくお願いします。以上です。

○会長

ただいまの子ども支援計画につきましては、ほかにございませんでしょうか。なければ、よろしゅうございますか。子どもの計画については、引き続き次世代育成支援対策部会で審議をお願いすることとしてよろしゅうございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。そしたら、引き続き次世代育成支援対策部会で御審議お願いします。

それから、最後に委員の皆さんからほか何でもよろしゅうございますので、御質問等ございませんでしょうか。

○D委員

先ほどの子供の病気の問題は、責任の所在が大変難しい問題であります。それと高齢者福祉計画で、今現在、地域包括ケアシステムの構築で県から言われて協議会がありますね。その地域包括ケアとこの計画との位置関係はどうなりますか。

○高齢介護課長

今現在、こちらのほうでは在宅医療と介護の連携ということで、検討会を立ち上げるということで進めているわけですが、その分については、2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築のためにいろいろ皆さんの意見を聞いて計画に反映できればということで、その場で意見をお尋ねしようということで考えております。

○D委員

結局、協議会で決まったことをこっちに反映する、そういう感じではないんですか。

○高齢介護課長

一応、検討会の中で皆さんの意見をお尋ねして、どういうのが反映できるかということで意見を聞いて、計画に反映できるものについては反映していくということで考えております。

○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。B委員お願いします。

○B委員

高齢者計画の中で、この2ページのほうに、高齢者福祉計画の中に、言葉的には非常にいいんですけども、上から4行目、高齢者のニーズに即した実効性のある計画を策定するという、これ、非常にいい文章ですけども、何を私が言いたいかといいますと、私、障害者の代表で来ているんですけども、介護認定をするときに、障害者で、まきを割れないのに、奥さんがまきを割ってる、それを横で見てただけで認定が介護じゃなくして要支援1。どう見ても、私たちから見ますと介護が必要な人ですけども、そういう認定をやっているんですよ。これが果たしてこの高齢者のニーズにふさわしいのかなと思ったときに、高齢介護の調査の方ですか、やっぱり目を見てほしいと思うんですよ。自己申告が確かに1番かもしれませんけども、非常に私は障害者、いろんな認定を見て、そして御相談に来られたときに、ちょっとおかしいねというのが多々あるもんですから、もうちょっと認定のときに、市の方大変でしょうけども、もう少し気配り、見配りをさせていただいて、本当にこの人は自己申告した以上なのか以下なのかという認定のときに、介護認定ですけども、これをもうちょっと心のこもった認定のやり方をやってほしいというのを、この審議会でお願いしたいと思います。

介護じゃないと、私どもがバスハイクとか何とか行くときには、介護がついとかなと一緒にいけないんですけども、介護認定では要支援1なんですよね。要支援1というのは介護要らないんですけども、それを市のほうでは認定していますので、非常に障害者の代表としては、諫早の障害福祉課の人は、要支援1・2になりますと財政が厳しくなるから厳しくなってるのかもわかりませんが、もう少し真心があってもいいんじゃないかなと思う節があるもんですから、この場をかりて、きょうお願いしたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。介護認定のあり方についてということでございますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

○高齢介護課長

実は介護認定につきましては、調査員のほうが国の基準に基づきまして、どういうふうな手間がかかるかということで、一応項目に従って調査をしているわけですけど、その分について基準どおりにある程度しているところは判断しております。今、委員言われたことについては、私たち状況を確認してませんので、今のようなことはどうなのかという状況を、調査員等に、実際どういうふうにしてるのかを確認したいと思います。ただ、一応項目に基づいてこちらのほうは調査をしているということでございます。

○B委員

今、課長が言われるのはわかるんですよ。調査票があつて、それに基づいて聞き取りして、そして介護認定員に決めていただいている。しかし、本当に見ておかしいんですよ。だから、要するに調査に行った方がもう少し気配りしとけばそういうふうにならない、そういうあれじゃなかったんじゃないかなという節があるものですから、お願いしてるんですよ。だから、ちゃんと何か所かチェックリストがあつて、それに基づいてやってるということは認めます。しかし、それ以上に、もうちょっと真心のあつた、本当にこの人はどうなのかというのを、何ていいますか、心にひっかかってほしいと思うんですよ。それを僕は言いたいんですよ。だから、これ、チェックでやってますから、これでいいですよじゃないでしょうかと私は言いたいんですよ。

本当に障害者というのは、例えば心臓が悪い方は全然皆さんから見てわからないように、健常の人とひとつもかわりませんけども、本当にその人に立ってくださいとか横に歩いてください、後ろに歩いてくださいと言ったらわかるんですよ。そういったところを、もう少し調査員に指導してほしいと言ってるんですよ。チェックリストに基づいてやってますと言ったら、それは額面どおりじゃないですか。それを私は言ってるんじゃないんですよ。それを踏まえたところで、おかしいからお願いしてるんですよ。

以上です。

○会長

ありがとうございました。E委員お願いします。

○E委員

今おっしゃったことは、恐らくそういうこともあるかと思いますが、認定調査員のほうは項目に従ってやっている部分はありますが、それでどうしても実際のその方の介護の必要な状況に応じ切れていないということがあれば、そこに関しては、もう一つ主治医意見書というのがありますので、その主治医にそのような日常生活での不自由があるとかをおっしゃっていただいて、そして主治医意見書でそれを反映するという方法がありますので、それも検討いただければと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。ただいまの御意見に対して、E委員からもそういうお話がありましたけれども、今後そういう対応を図っていくということでいろいろ手だても考えながら対応されていくということで理解をしてよろしゅうございますか。事務局、いいでしょうか。B委員、よろしゅうございますか。ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ほかになければ、次回の日程について事務局から提案をお願いいたします。

○事務局

次の審議会につきましては、各部会の進捗状況にもよりますが、来年2月開会を予定しております。部会につきましては、次世代育成支援対策部会を今週11日金曜日、午後1時から市役所8階、8-1会議室で開催いたします。また、障害者福祉部会と高齢福祉部会も、今月中の開催を予定しておりますので、あらかじめ御準備願います。詳細につきましては、別途文書にて御連絡させていただきます。

以上です。

○会長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

なければ、以上をもちまして審議を終了いたしたいと思います。後の進行は事務局をお願いいたします。

6. 閉会

○事務局

閉会に当たりまして、健康福祉部長が一言お礼を申し上げます。

○健康福祉部長

長時間にわたりまして、御審議をいただきありがとうございました。先ほど御説明を申し上げましたとおり、3つの計画を本年度に策定してしまうことにしております。3つの計画全てが平成27年度からの計画でございます。計画を満たすということで、少し錯綜するものもあろうかと思っておりますけれども、それぞれの部会において十分な御審議をお願いしたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、平成26年度第1回諫早市健康福祉審議会を閉会いたします。ありがとうございました。